

所得税 住民税 の申告をお忘れなく

2月16日～3月15日まで

今年も所得税・住民税の申告時期になりました。忘れずに期間内に申告しましょう。

この申告は平成元年中の所得を申告するもので、平成元年分の所得税、平成2年度分の町県民税、国民健康保険税などの課税基礎になります。

○確定申告の必要な方

- ① 税務署から申告用紙を送付された方。
- ② 平成元年中に譲渡所得のあった方。
- ③ 給与所得者で、平成元年中に給与所得以外の所得のあった方。

○住民税申告の必要な方

- ① 確定申告をしなかった方。
 - ② 給与所得者で、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない方。
- なお、次のような方は、住民税の申告をする必要はありません。

○税務署へ確定申告をする人。

○ 給与所得のみで、他に収入がなく、勤務先から給与支払報告書が提出されている人。(申告書が届いた方は住所、氏名等を記載押印をして税務課にお返し下さい)

◎相談日・場所

3月1日～3月15日
役場第1・第2会議室

◎相談時間

午前9時～午後4時
(土曜日は午前11時)

◎申告に必要なもの

収入と支出のわかるもの
○ 収入⇨預金通帳・仕切書など

○支出⇨生命保険・損害保険、国税その他必要経費として控除できるものの領収書等、印かん。

前年中に収入(所得)がなかった場合でも申告がありませんと、所得の有・無が別できませんので必ず申告書は提出して下さい。



なお、申告は国民健康保険税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童手当等の給付や各種証明書の発行に必要な資料となります。

◎青色申告のすすめ

青色申告には、数多い特典があり白色申告より有利です。まだ青色申告されていない方はこの機会に是非青色申告の手続きをお進めします。

◎ 還付申告は2月16日以前でも受けつけます。

◎ 確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない人でも次のような場合は確定

申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームをローン等で取得した場合
- ② 多額の医療費を支払った場合
- ③ 災害や盗難にあった場合
- ④ 年の中途で退職し、再就職していない場合

⑤ 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合



譲渡所得出張相談

日時 3月1日・2日
午前9時30分～午後4時
場所 役場第1・2会議室

税理士の無料相談

日時 3月5日 午前9時30分～午後3時30分
場所 役場第1・2会議室

忘れていませんか 譲渡所得の申告...

ご存じのように、土地(借地権)や建物などの不動産を売った場合には、譲渡所得の申告が必要です。

又、次のような場合にも譲渡所得の申告が必要です。

- ① ゴルフ会員権、貴金属、書画、骨とう品などの資産を売った場合
- ② 借家権を譲渡した場合
- ③ マイホームを売ったときなど各種特例の適用を受ける場合
- ④ 土地や建物などの不動産を売った場合のほか、「交換」、「買換え」、「競売・公売」、「代物弁済」、「離婚などによる財産分与」、「保証債務の履行」あるいは「法人に対する現物出資・贈与」などにより資産を譲渡した場合

▼問合せ

銚子税務署
0479-21571